

行方市告示第77号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

行方市長 鈴木 周 也

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、行方市耐震改修促進計画で規定する指定緊急輸送道路及び指定避難場所への必要な経路沿線に存する倒壊のおそれがあるブロック塀等による被害を早期に防止するため、そのブロック塀等の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等とは、組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む。)をいう。
- (2) 避難路等とは、行方市耐震改修促進計画で規定する指定緊急輸送道路及び指定避難場所から半径1キロメートル圏内の道路をいう。
- (3) 危険ブロック塀等とは、第1号に規定するブロック塀等のうち、その全部又は一部に倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって前号に規定する避難路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認めるブロック塀等をいう。
- (4) 除却工事とは、前号に規定する危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する危険ブロック塀等を除却する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) ブロック塀等が国、地方公共団体及びその他公の機関が所有するものではないこと。
- (2) 避難路等の道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (4) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するも

のでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者であって、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 市税等に滞納がない者
- (2) 既にこの要綱に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)と認められる者に該当しない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る除却工事に要する費用(以下「補助対象経費」)とする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、100,000円を上限とする。

- (1) 危険ブロック塀等の全てを除却する場合、除却する部分の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- (2) 危険ブロック塀等の一部を除却する場合、除却する部分の延長に1メートル当たり7,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(事前判定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対してあらかじめ申請に係るブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かについて、判定を受けなければならない。

2 前項の申請者は、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金判定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係るブロック塀等の現況写真(多色刷りで全景及び危険箇所が明瞭に確認できるもの)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金判定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第3項の規定により、危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助事業に係る除去工事の契約を締結する前に、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金事業計画書(様式第3号の2)
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) 申請に係る危険ブロック塀等を所有していることを証する書類
- (4) 住民票
- (5) 納税証明書(市税に未納がないことの証明書)
- (6) 誓約書(様式第3号の4)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合には、前項第3号に規定する書類の代わりに同意書(様式第3号の3)を添付する。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第10条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定を受けた補助金の額を超えない範囲で申請の内容を変更しようとするときは、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金計画変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(計画の中止等)

第11条 補助事業者は、第9条の規定により交付決定を受けた補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金事業中止(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたとき、又は補助事業者が次条に規定する実績報告を行わないときは、当該決定を取り消し、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は事業年度の1月31日のいずれか早い日までに、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の施工後の写真
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 除却工事の内訳が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請の内容と相違ないことを認めたときは、補助金の額を確定し、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知する。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知の日から起算して30日を経過する日までに行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。
- (4) その他市長が交付決定を取り消し、交付した補助金の一部又は全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日から起算して30日を経過した日とする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金判定申請書 (案)

危険ブロック塀等の判定を受けたいので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

住 宅 の 所 在 地	行方市		
避難路等に面する 塀 の 延 長	m	構 造	
高 さ		厚 さ	
根 入 れ		控え壁の有無	
基 礎 の 有 無		塀の損傷の程度	
土地への立入り に つ い て	土地への立入りについて承諾します。 土地管理者 住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
備考 ・ 補助金の交付を受けるためには、危険ブロック塀等の判定を受けた後、別途申請すること。また、除却工事の着手は、交付決定後に行うこと。 ・ 危険ブロック塀等の判定のため、職員が敷地内への立入調査を行う場合には、立会いを必要としない。			
添 付 書 類	現況写真(外観全景・近景) その他()		

様式第 2 号(第 7 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

行方市長

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金判定結果通知書 (案)

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により，次のとおり通知します。

住 宅 の 所 在 地	行方市
判 定 結 果	危険ブロック塀等に該当する ・ 危険ブロック塀等に該当しない

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付申請書 (案)

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金の交付を受けたいので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

ブロック塀等の所在地	行方市
ブロック塀等の所有関係	単独名義 ・ 共有名義 ・ 相続人
補助対象区分	全部除去 ・ 一部除去
ブロック塀等の種類	ブロック塀 組積造(れんが造 ・ 石造 ・ 鉄筋なしブロック塀)
同意欄 私は、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 16 条の規定による命令を受けた場合は、速やかに補助金の返還をします。 申請者(自署) 住所 氏名 生年月日	

【添付書類】

- (1) 行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金事業計画書(様式第 3 号の 2)
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) 申請に係る危険ブロック塀等を所有していることを証する書類(共有物の場合は、同意書(様式第 3 号の 3))
- (4) 住民票
- (5) 納税証明書(市税に未納がないことの証明書)
- (6) 誓約書(様式第 3 号の 4)
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号の 2 (第 8 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金事業計画書 (案)

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金の交付を受けたいので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり計画します。

ブロック塀等の所在地		行方市
ブロック塀等の種類		補強コンクリートブロック造 組積造(れんが造, 石造, 鉄筋のないブロック造等)
除去工事の種類		全額除去(10,000 円/m) ① 一部除去(7,000 円/m) ②
除去工事の延長		m (うち道路に面する長さ m) ③
除去工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで
見積額	内訳	補助対象 円 ④ 補助対象外 円
	合計	円
	(①又は②)×③	円 ⑤
補助金額	④×2/3	円 ⑥
	限度額	100,000 円 ⑦
	交付申請額 (⑤, ⑥又は⑦の いずれか低い額)	円

様式第3号の3(第8条関係)

年 月 日

同意書 (案)

行方市長 様

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金の交付について、_____が申請、
請求及び受領等を行うことに異議がないので、土地所有権の共有者として同意します。

記

1 ブロック塀等の所在地 行方市

2 申請者以外の共有者の住所等

(共有者1) 年 月 日

住所(所在地)

氏名(代表者)

生年月日 年 月 日

(共有者2) 年 月 日

住所(所在地)

氏名(代表者)

生年月日 年 月 日

(共有者3) 年 月 日

住所(所在地)

氏名(代表者)

生年月日 年 月 日

様式第 3 号の 4 (第 8 条関係)

誓 約 書 (案)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

私は、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金を申請するにあたり、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 4 条の条件をすべて満たすことを誓約します。内容に虚偽があった場合には、貴市において補助金の返還その他いかなる処置をとられても、一切異議の申立てはいたしません。

様式第 4 号(第 9 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

行方市長

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付決定(却下)通知書 (案)

年 月 日付けで申請のあった行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金
については、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下
記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 の 可 否	交 付 ・ 却 下
交 付 決 定 額	金 円
却 下 理 由 (却 下 の 場 合)	
附 帯 条 件	虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき又は交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、本要綱第 16 条により、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第 5 号(第 10 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金計画変更申請書 (案)

年 月 日付け記号番号で申請した行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について事業計画を変更したいので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、承諾を得たく申請します。

記

1 補助金の申請額の変更等

変更後の申請金額 (A)	金 円
変更前の申請金額 (B)	金 円
減額 (A)－(B)	金 円

2 事業計画変更の内容

3 事業計画変更の理由

4 付記事項

※事業計画変更の内容については、申請時の内容のどこをどのように変更したいか、具体的に記入するとともに交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること

様式第 6 号(第 10 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

行方市長

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金変更交付決定通知書 (案)

年 月 日付け記号番号で通知した行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額等

変更後の交付決定額 (A)	金 円
変更前の交付通知額 (B)	金 円
減額 (B)－(A)	金 円

2 補助金等の変更理由

3 附帯条件

4 補助金等交付に係る指示事項

様式第 7 号(第 11 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金事業中止(廃止)届出書 (案)

年 月 日付け記号番号により交付決定の通知を受けた行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について、補助事業を中止(廃止)したいため、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助事業中止(廃止)の理由

様式第 8 号(第 11 条, 第 15 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

行方市長

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付決定取消通知書 (案)

年 月 日付け記号番号で交付決定した行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について, 下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 取消し理由

様式第 9 号(第 12 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金実績報告書 (案)

年 月 日付け記号番号により交付決定を受けた補助事業が完了したので、
行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて
報告します。

記

1 補助事業の内容

補助金交付決定額 (A)	金 円
精算額 (B)	金 円
差引額 (A)－(B)	金 円

2 補助事業の完了年月日

3 付記事項

4 添付書類

- (1) 補助対象事業の施工後の写真
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 除却工事の内訳が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号(第 13 条関係)

記 号 番 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

行方市長

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金確定通知書 (案)

年 月 日付け記号番号で交付決定した行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金の額が確定したので、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

様式第 11 号(第 14 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付請求書 (案)

年 月 日付け記号番号で確定通知のあった行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫・ 組合()		支店名	本店 支店 ()
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

様式第 12 号(第 16 条関係)

年 月 日

行方市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金返還命令書 (案)

年 月 日付け記号番号により交付決定の通知を受け、既に交付を受けている行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金について、行方市危険ブロック塀等解体事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還の期限